

資 料

～年金制度改革の動向～

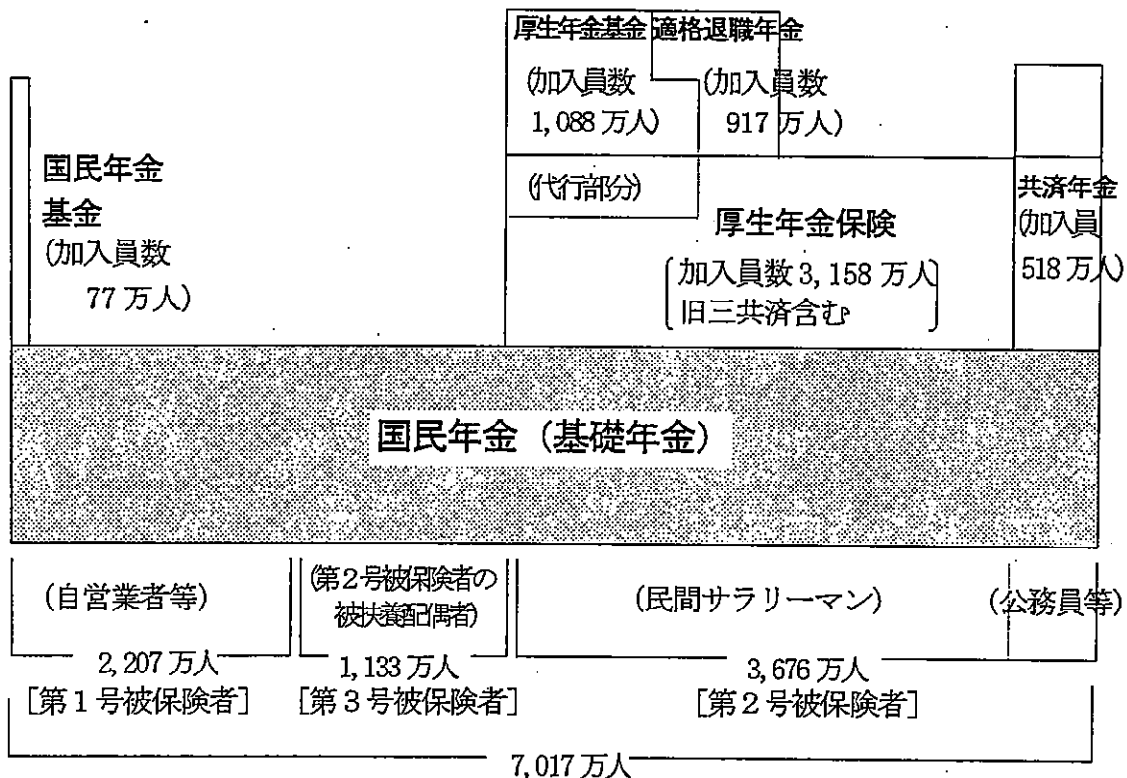
目 次

○年金制度の概要	1
○公的年金制度一覧	2
○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(抄)	3
○平成16年年金改革における 給付と負担の見直しについて(坂口試案骨子)	5
○年金改革についての基本的な考え方(7つのポイント) (平成15年9月12日財政制度等審議会提出資料)	10
○年金改革の議論にあたってのポイント (平成15年10月3日経済財政諮問会議提出資料)	19
○国民年金法等の一部を 改正する法律(平成12年3月31日公布)(抄)	21
○国民負担率の推移(対国民所得比)	22

年金制度の概要

- 現在の制度は、
- ①全国民共通の基礎年金（1階部分）
 - ②基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金を支給する厚生年金等（2階部分）
 - ③厚生年金の上乗せとしての厚生年金基金（3階部分）
（その他基礎年金の上乗せとしての国民年金基金） から構成。

【年金制度の体系】（平成14年3月末現在）



第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者等が加入	○ 民間被用者、公務員等が加入	○ 民間被用者、公務員等の配偶者が加入
○ 保険料は定額 月額13,300円	○ 保険料は総報酬額に比例(15年4月施行) 厚生年金保険料率:13.58% (2号と3号の基礎年金及び厚生年金保険(報酬比例部分)に充当) ○ 労使折半で保険料を負担	○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 夫(妻)の加入している年金の保険者が負担
○ 国庫負担については、基礎年金の3分の1等 (5.8兆円(15年度予算ベース))		

- 老齢年金の給付額
 - ・自営業者(第1号被保険者一人分)満額(40年加入)(15年度): 月額 66,417円
 - ・サラリーマン夫婦(夫の厚生年金(平均的な賃金で40年加入)と基礎年金夫婦二人分(40年加入)の合計)(15年度): 月額 235,992円
- 公的年金受給権者数(平成14年3月末) 2,951万人

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003（抄）

〔平成 15 年 6 月 27 日〕
閣 議 決 定

5. 社会保障制度改革

——世代間・世代内の公平を図り、持続可能で信頼できる社会保障制度に改革する。

【改革のポイント】

- (1) 経済と調和し、かつ、国民生活の安心を確保できる、持続可能な社会保障制度を確立することが、経済社会の活力の源である。このため、活力ある高齢社会を構築する中で、国民の安心を確保しながら、社会保障給付費の伸びを抑制し、国民負担率の上昇を極力抑制する。
- (2) 年金制度は、現行制度のままでは、若年世代の負担が過重なものとなり、世代間のバランスを失うことになってしまうことから、給付と負担の改革を行う。また、「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」の理念に合致した制度に向けた改革を行う。
- (3) (略)
- (4) 年金・医療・介護・生活保護などの社会保障サービスを一体的にとらえ、制度の設計を相互に関連づけて行う。

【具体的手段】

(1) 社会保障給付費の伸びの抑制

今後の一層の少子高齢化の進行の下で、政府の規模を抑制するとの方針を踏まえ、医療制度改革を加速するとともに、年金制度や介護制度について新たな改革を行い、持続可能な制度を確立し国民の安心を確保しながら社会保障給付費の伸びを抑制する。その際、自助努力や民間部門の活用を図ることが重要である。

(2) 年金制度の改革

平成 16 年に予定される次期年金制度改正においては、後述の課題を念頭におきつつ、次の①～⑧の基本的方針に沿った改革を行う。これにより、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない恒久的な改革とする。

- ① 現行の給付と負担の水準では制度は維持できない。持続可能な制度を構築するためには、将来の現役世代の負担を過重にしないため、早期の給付調整を図ることを基本とする。その際、年金受給者や年金受給の近い者に対して、急激な変化をもたらさないよう配慮する。
- ② 保険料は引き上げざるを得ないが、将来の最終的な保険料については、国民負担率の上昇抑制と、将来の現役世代の過重な負担の回避という視点を重視し、決定する。保険料の引上げは早期に行う。
- ③ 基礎年金の国庫負担については、平成 12 年年金改正法附則の規定を踏まえ対応する。
- ④ 将来における負担を一定水準に固定し、既に年金を受給している者も含めて、人口や経済の状況変化に応じて給付を自動的に調整する仕組みの導入を念頭に置き、長期的な給付と負担の均衡を図る。
- ⑤ 年金給付については、④にあわせて、片働き世帯を前提とした給付水準の見直しを行うとともに、高齢者の経済格差に配慮した給付抑制や負担のあり方についての検討を行う。
- ⑥ 積立金については、その水準は将来に向けて、年金の支払に支障のない程度まで抑制する。積立金の運用は、独立した第三者機関で効率的に行い、受託者責任を厳正に適用する。
- ⑦ 第 3 号被保険者制度の見直し、短時間労働者の年金適用、在職高齢者についての給付のあり方など、女性や高齢者の就労を阻害せず、働くことに中立的な制度とする。
- ⑧ 年金制度の未納・未加入者に対する徴収の強化を徹底する。
また、以下の課題についても検討を行う。
 - (i) 基礎年金の負担の仕方は、現在、職業等によって異なっているが、基礎年金の役割・位置付けを明確にし、職業を問わず共通の負担の仕組みとなるよう給付の仕組みと併せて検討を進めること。
 - (ii) 将来の生涯現役社会を展望した支給開始年齢のあり方について、雇用と年金の連携を考慮しつつ、検討を行うこと。

平成16年年金改革における給付と 負担の見直しについて（坂口試案骨子）

平成15年9月5日

1. 給付と負担の具体的見直しに当たっての基本方針

① 公的年金制度の堅持

公的年金は、高齢者の生活のため不可欠なものであり、高齢期の親の生活の安定を通じ、現役世代も安心して社会で能力を発揮できる。

② 保険料負担の上限の設定

世代間の公平に配慮し、現役世代の負担が過重なものとならないよう、保険料負担の上限を設けることが適当。

③ 公的年金の役割を踏まえた給付水準の調整

個人の人生設計に組み込まれている年金の給付水準の過度の調整や急激な見直しは行えない。また、老後生活の支えとしてふさわしい給付水準の下限を明確にする。

④ 国庫負担割合の引上げ

平成12年改正法附則に明記された基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げは、今回改正で行うこととし、その道筋をつける。その実現には、多額の安定した財源の確保が必要となることから、その財源の在り方も含め、十分議論を尽くし、国民の理解を得る努力をしていく。

2. 「保険料固定方式」の導入

- 最終的な保険料水準を固定し、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する「保険料固定方式」を基本として、年金を支える社会全体の所得や賃金の変動に応じて、時間をかけて緩やかに給付水準を調整。
- 少子化や経済状況等の変動に幅があることを念頭におき、事務局にいくつかの試算を行わせた。以下では、給付と負担の在り方に関わる今後の議論のために、試案として、いくつかの基本的考え方を提示。

3. 保険料負担の上限と給付の水準

- 厚生年金の保険料は、年収の20%を超えない水準を基本。
国民年金の保険料は、月額18,000円台（平成11年度価格）までにとどめることを基本。
- 将来の給付水準は、平均的な片働き世帯の所得代替率（現役世代の平均的なボーナス込みの手取り賃金に対する新規裁定時の年金額の割合）で見て、概ね50%から50%台半ば程度を確保。

4. 給付と負担の均衡を図るための財政期間

～ 積立金の在り方

- 財政均衡を図るための期間及び積立金の在り方については、2つの考え方がある。

<将来にわたって均衡を考え積立金水準を維持する考え方>

- 将来にわたるすべての期間、給付と負担が均衡するよう考える。
- 将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は一定水準を維持することが必要。

＜100年程度の長期の均衡を考え積立金水準を抑制する考え方＞

- 既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間（例えば95年間＝2100年まで）、給付と負担が均衡するよう考える。現在アメリカはこの考え方をとっている。
- 積立金水準は、2100年において、給付費の1年分程度となるようにする。
- 常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考えるよう、5年ごとに期間を移動させる。

（注）いずれの考え方によっても、保険料引上げと給付水準調整の方法に変わりはなく、どこまで給付水準を調整し、いつ終了するかの見通しに違いが現れる。

5. 「マクロ経済スライド」による給付調整

- 年金制度を支える力である社会全体の所得や賃金とのバランスを図るため、現役世代の総賃金等の変動により給付水準を調整することを基本とする。（マクロ経済スライド）
- 既に年金を受給している者も対象とした調整については、引き続き検討する。
調整を行う場合には、高齢者の生活に配慮し、給付水準の調整は名目額を維持する（前年度の年金額を下回らない）範囲とする。
- 労働力人口の変動の実績を反映する自動調整を基本とする。
あわせて、できる限り将来の現役世代の負担を過重にしないよう、寿命の伸びなども勘案して、早い時期に調整が終わるような給付水準調整とする。
- 今後、次世代育成支援策を推進していった結果、少子化の進行に改善が見られれば、給付水準も想定より改善されることとなる。

○ 試算結果の概要 <最終保険料率20%、基準ケース>

	積立金水準維持	積立金水準抑制
基準ケース	52.8%	54.5%
少子化改善・経済好転	55.6%	56.6%

・・・給付水準調整終了時の給付水準
(平均的な片働き世帯の所得代替率(新規裁定時)、
厚生年金に基礎年金を加えた給付水準)

- 社会経済情勢の変動による給付水準調整には、一定の下限が必要。この下限の水準は、現役世代の可処分所得の状況と高齢夫婦世帯の消費支出の状況との比率なども参考に、50%を下回らないことが適当。

6. 持続的で安定した制度を目指して

- ① 最終的な保険料負担の上限を年収の20%を超えない水準としつつ、将来の給付水準は、概ね50%から50%台半ば程度を確保していくのが適切。

また、総合的な次世代育成支援策の積極的推進はもとより、経済活性化のための対策にも積極的に取り組み、将来の給付水準が50%台半ばで維持できることを目指していきたい。

- ② また、国民年金保険料の納付率の急激な低下の問題については、この8月に設置した国民年金特別対策本部において、徹底した収納対策に取り組んでいく。

そのためには、国民年金保険料の納付が国民の義務であることの理解の徹底とともに、保険料納付の有利さ、大切さの理解の促進も必要。

- ③ 積立金の水準の在り方やその運用の在り方についても、基本的な議論を行い、今回の改革の中で結論を出していく。
- ④ その他、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直しや離婚時の年金分割など女性と年金に関わる課題、次世代育成支援など、個別分野にわたる改革にも引き続き取り組んでいく。

年金改革についての基本的な考え方(7つのポイント)

我が国の公的年金制度は、現行のままでは、維持できない状況にある。急速に進む少子高齢化を踏まえれば、改革は待ったなしであり、頻繁に見直しを繰り返す必要のない恒久的な制度を構築しなければならない。このため、年金改革を進めるにあたって、基本とすべき考え方を示し、議論が深まることを望むものである。

1. 将来世代が支えられる年金制度とし、将来にわたり持続可能な制度を構築する。

これにより、国民が抱く制度の将来に対する不信感を払拭する。

2. 年金の受益者も負担者も国民であることを踏まえ、はじめに給付水準（例えば、現役世代の所得の一定割合）ありきではなく、国民が保険料と税金をあわせて年金のために負担できる水準に合わせて、給付を設計する。

3. 年金が果たすべき役割についても、高齢者に生活の最低限は支給し続けられることを通じて、長寿に対するセーフティネットと位置づけ、現役世代の所得の一定割合の保障という基準はとらない。

4. 高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっており、こうした高齢者像の変化を踏まえ、高齢者が生きがいをもって活躍できる社会の実現を目指し、それに応じた年金制度を設計する。

5. 現役世代の納得を得るため、過去の期間に対応した年金も聖域とせずに抑制し、世代間の給付と負担(保険料及び税)の格差を縮小させる。

6. どの世代においても負担した金額が年金として給付される制度(例えば、「概念上の拠出建て」)を目指し、すべての世代の年金制度への信頼を回復する。

7. 税金で賄う国庫負担については、投入すべき対象、その役割、意義を明確にする。例えば、高収入の者に対する国庫負担を見直す。

また、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ問題については、具体的な安定財源が確保されることが検討の大前提である。

年金は、わが国の現在、将来の国民生活、経済活動全般にかかわる大きな問題である。

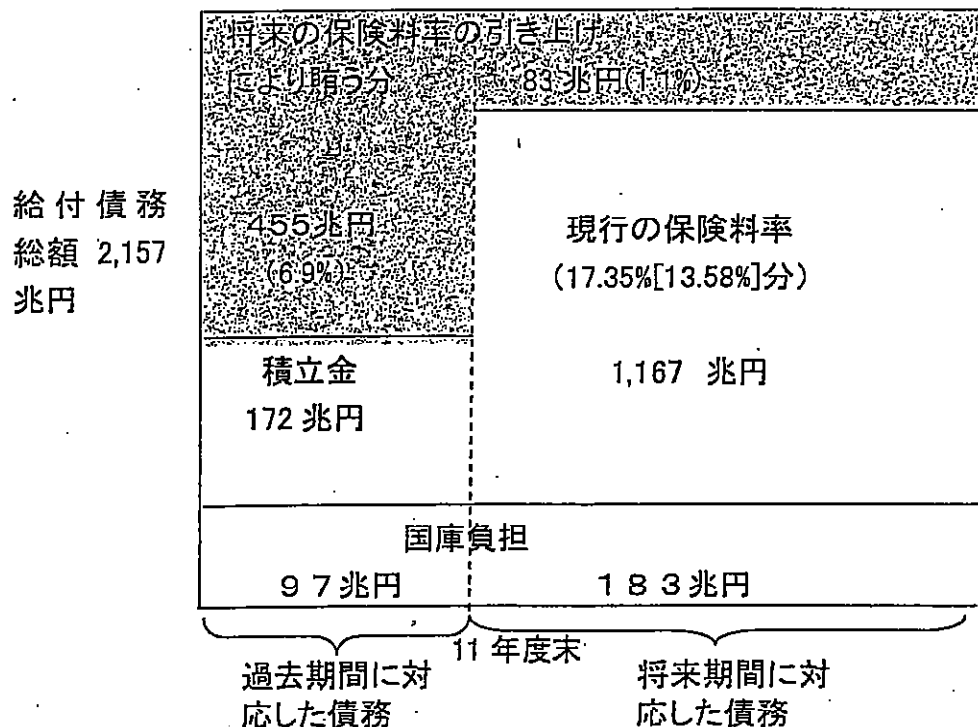
まずは、基本的考え方を十分議論し、その上で、具体的な制度設計を行うべきである。

年金改革についての基本的な考え方（7つのポイント）

1. 将来世代が支えられる年金制度とし、将来にわたり持続可能な制度を構築する。

これにより、国民が抱く制度の将来に対する不信感を払拭する。

（参考）厚生年金の給付債務と財源構成（平成 11 年再計算）



年金制度の構造は、給付水準は将来保険料を引き上げることを前提に設定されており、過去の保険料納付期間に対応した給付債務のうち、将来の保険料引き上げにより賄うこととされている部分が 厚生年金：455兆円、国民年金：40兆円 となっている（11年再計算ベース）。将来にわたり持続可能な制度を構築するためには、この部分についての給付と負担のバランスを確保することが不可欠。

2. 年金の受益者も負担者も国民であることを踏まえ、はじめに給付水準（例えば、現役世代の所得の一定割合）ありきではなく、国民が保険料と税金をあわせて年金のために負担できる水準に合わせて、給付を設計する。

○ 今後、高齢化の進展等に伴い、年金を含む社会保障全体の給付費と国民経済とのギャップは大きく拡大する見込み。

(参考) 社会保障に係る給付と負担の見通し (平成14年5月 厚生労働省)

	2002(平14)年		2025(平37)年
社会保障給付費	82兆円	⇒	176兆円 (2.1倍)
社会保障負担 (A)	82兆円	⇒	182兆円 (2.2倍)
国民所得 (B)	365兆円	⇒	557兆円 (1.5倍)
◎ 国民所得比 A/B	22 1/2%	⇒	32 1/2% [+10%]

※ 仮に社会保障以外の支出に係る公費負担割合の対国民所得比が近年の水準(2割程度)で変化しないものとするれば、本推計においては、2025年度の国民負担率(国及び地方の財政赤字を含めない場合)は約52 1/2%程度(①)となる。

なお、潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字は、平成14年度(予算ベース)対国民所得比で約8.6%(②)となっている。

⇒ 潜在的な国民負担率は、61%程度となる(①+②)。

3. 年金が果たすべき役割についても、高齢者に生活の最低限は支給し続けられることを通じて、長寿に対するセーフティネットと位置づけ、現役世代の所得の一定割合の保障という基準はとらない。

4. 高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっており、こうした高齢者像の変化を踏まえ、高齢者が生きがいをもって活躍できる社会の実現を目指し、それに応じた年金制度を設計する。

【年金をめぐる経済社会情勢の変化】

◎ 少子高齢社会

平均寿命の大幅な伸長

	1960(S35)		2000(H12)		2050(H62)
女	70.19 歳	⇒	84.60 歳 (+14.41 歳)	⇒	89.22 歳 (+4.62 歳)
男	65.32 歳	⇒	77.72 歳 (+12.40 歳)	⇒	80.95 歳 (+3.23 歳)

出生率の低下

	1960(S35)		2000(H12)		2050(H62)
	2.00	⇒	1.36	⇒	1.39
					(1.61:前回の中位推計)

65 歳以上人口割合の急激な上昇

	1960(S35)		2000(H12)		2050(H62)
	5.7%		17.4%		35.7%
	(9.5 人で1人)	⇒	(3.6 人で1人)	⇒	(1.4 人で1人)
()内は、20～64歳人口の65歳以上人口に対する比率					

健康寿命世界一

73.6 歳 (平成 13 年)

生涯現役社会

	1975		2000
就業者数に占める 65 歳以上の者の割合	4.6%	⇒	7.5%

◎ 経済の成熟化(低成長・低インフレ)

	1960	1970	1980	1990	2000
名目 GDP	17 兆	⇒ 75 兆(4.5 倍)	⇒ 249 兆(3.3 倍)	⇒ 451 兆(1.8 倍)	⇒ 515 兆(1.1 倍)
実質 GDP		(2.6 倍)	(1.6 倍)	(1.5 倍)	(1.1 倍)

◎ 高齢者を巡る経済状況

高齢者世帯は所得面において平均的には他の年齢層と遜色ない所得を得ている。

- ・ 世帯人員 1 人当たり平均所得金額 (三世帯世帯を除く)

全世帯平均	213.5 万円	
65 歳以上世帯	197.0 万円	※平成14年国民生活基礎調査

高齢者世帯は貯蓄面において平均的には勤労者世帯の約 2 倍の貯蓄を保有。

勤労者世帯貯蓄	1,280 万円	
高齢者世帯貯蓄	2,559 万円	※平成14年家計調査

- ・ 資産全体でも大きな格差がある

全世帯平均	4,387 万円	
70 歳以上	6,947 万円	※平成11年全国消費実態調査

5. 現役世代の納得を得るため、過去の期間に対応した年金も聖域とせずに抑制し、世代間の給付と負担（保険料及び税）の格差を縮小させる。

（参考） 保険料負担額と給付額との倍率

（厚生労働省保険料固定方式・・・20%; マクロ経済スライド実績準拠法）

	保険料負担額 (本人分)	給付額 ()は2分の1の場合	倍率
70歳(1935年生)	700万円(注)	5,800万円 (5,800万円)	8.4倍 (8.4倍)
0歳(2005年生)	11,900万円(注)	22,100万円 (25,700万円)	1.9倍 (2.1倍)

（注） 上記保険料負担額以外に事業主負担と国庫負担がある。

- 国庫負担も国民の負担であり、被保険者が年金のために納付した税負担分も含めて給付が行われるためには、保険料の2.5倍(2.8倍)である必要がある(定常状態)。

6. どの世代においても負担した金額が年金として給付される制度（例えば、「概念上の拠出建て」）を目指し、すべての世代の年金制度への信頼を回復する。

（参考） スウェーデンの年金改革で、給付額の算定方法について、「概念上の拠出建て」が導入された。（別紙参照）

7. 税金で賄う国庫負担については、投入すべき対象、その役割、意義を明確にする。例えば、高収入の者に対する国庫負担を見直す。

また、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ問題については、具体的な安定財源が確保されることが検討の大前提である。

- 現行制度における国庫負担は、基礎年金給付に対して一律に一定割合投入しているが、本来の財政の役割は、税により広く薄く調達する資金を必要なところに重点的に配分することにある。

(参考)スウェーデンの年金改革で、2階建て(基礎年金+付加年金)の体系から所得比例年金に一本化され、旧制度の基礎年金に入っていた国庫負担については、年金本体への投入は廃止され、低額年金の者に対する保証年金に重点化された。(別紙参照)

- 基礎年金国庫負担割合を2分の1に引き上げる場合の所要額

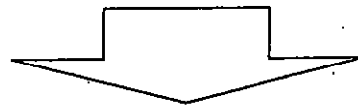
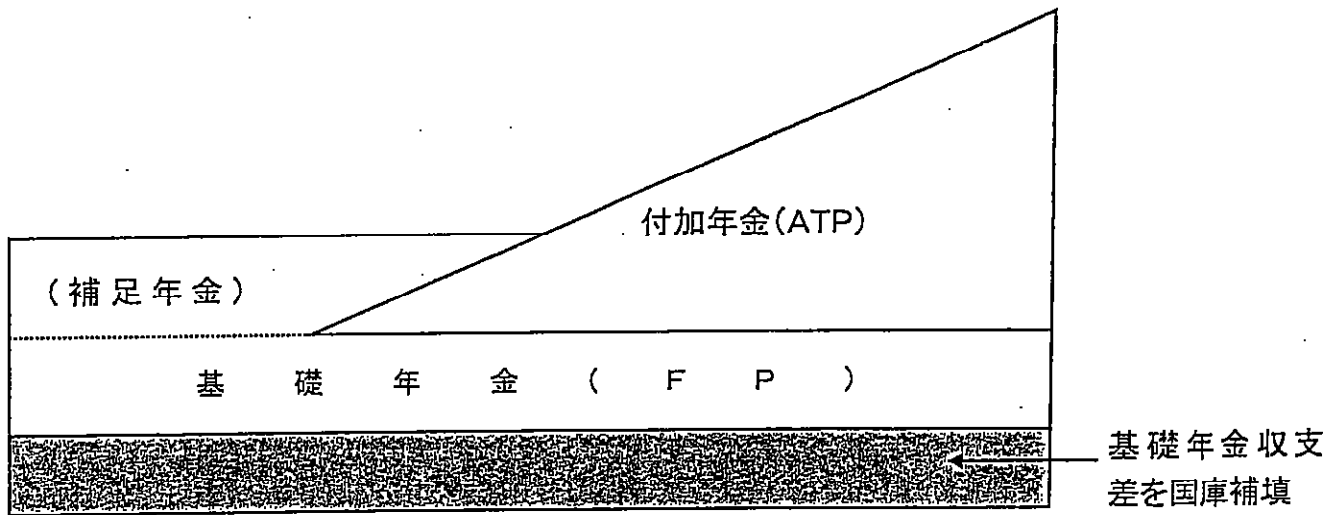
※平成11年財政再計算(11年度価格表示)

平成16年 2.7兆円

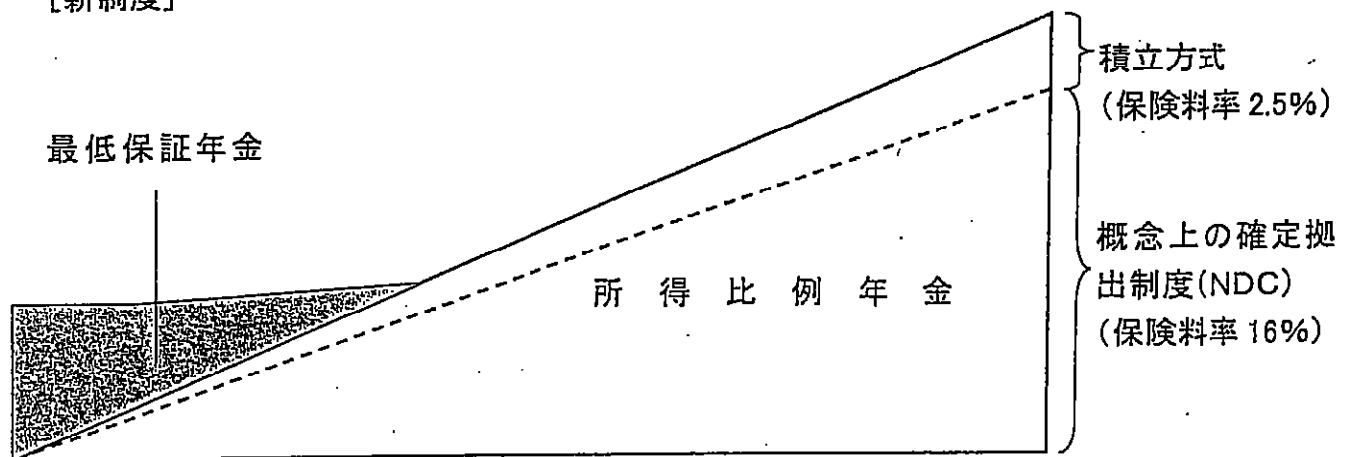
平成37年 3.8兆円

スウェーデンにおける公的年金制度体系の再編

〔旧制度〕



〔新制度〕



 : 国庫負担

年金改革の議論にあたってのポイント

平成 15 年 10 月 3 日

牛 尾 治 朗

奥 田 碩

本 間 正 明

吉 川 洋

年金改革にはさまざまな論点があるが、「持続可能な制度を構築して、年金への信頼を回復する」という今回の最大の目的を鑑みれば、論点を明確にし、次のステップで合意を形成していくことが必要である。

1、最終的な給付と負担の水準

- ・年金の水準を決定するにあたっては、①給付、②保険料、③税（国庫負担）の3つの要素があり、これらは同時決定すべきものである
- ・しかし、高齢化が急速に進むわが国では、考え方としては持続可能な負担のあり方を重視し、その範囲内で給付水準を検討することが必要である
- ・その際、年金制度への信頼感を確保するために、世代間の公平性を重視する必要がある
- ・負担水準を決めるにあたっては、複数の選択肢（例えば、保険料率20%・18%・15%のケース）を提示し、検討する必要がある。その際、経済社会の活力の維持という観点から、次の点もあわせて検討すべきである
 - － 家計への影響（消費や貯蓄への影響）
 - － 企業への影響（投資や雇用、国際競争力への影響）
 - － 社会保険料トータルの水準
 - － 潜在的国民負担率
- ・また、財政制約が強まるなかで、他の歳出と社会保障の関連、及び年金と他の社会保障との関連を十分に検討すべきである
- ・給付水準を検討するにあたっては、現行のように専業主婦世帯のみをモデルとして用いるのは適当ではない

2、最終的な給付と負担の水準に達するまでのスピードの決定

- ・ 給付の抑制にあたっては、世代間の不公平の是正を最も重視し、既に年金を受け取っている人を含め、早期に着手し、速いスピードで実行することが必要である
- ・ 保険料引き上げも、世代間の不公平を是正するために、早期に着手する必要がある

3、上記の枠組の中での、下記の制度についての選択

①負担のあり方

- － 国庫負担の財源
- － 国民年金の未納・未加入者問題の解決策
- － 第3号被保険者の保険料負担の方法

②給付のあり方

- － 基礎年金の位置付けおよびその国庫負担のあり方
- － 所得に応じた給付削減の是非
- － 年金課税のあり方
- － 支給開始年齢の引上げ
- － 生活保護など社会保障のセーフティーネット機能との調整

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年三月三十一日公布）

（抄）

附則

（基礎年金の在り方）

第二条 基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成十六年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の二分の一への引上げを図るものとする。

国民負担率の推移（対国民所得比）

年度	国税 ①	一般会計 税収	地方税 ②	租税負担 ③=①+②	社会保障 負担 ④	国民負担率 ⑤=③+④	財政赤字 ⑥	潜在的な 国民負担率 ⑦=③+④+⑥	国民所得 (NI)
昭和45	12.7	12.0	6.1	18.9	5.4	24.3	0.5	24.9	61.0
46	12.8	12.0	6.4	19.2	5.9	25.2	2.5	27.7	65.9
47	13.3	12.5	6.4	19.8	5.9	25.6	2.8	28.4	77.9
48	14.7	13.9	6.8	21.4	5.9	27.4	0.7	28.1	95.8
49	14.0	13.4	7.3	21.3	7.0	28.3	3.3	31.6	112.5
50	11.7	11.1	6.6	18.3	7.5	25.7	7.5	33.3	124.0
51	12.0	11.2	6.8	18.8	7.8	26.6	7.2	33.8	140.4
52	11.8	11.1	7.1	18.9	8.3	27.3	8.3	35.6	155.7
53	13.5	12.8	7.1	20.6	8.5	29.2	8.0	37.1	171.8
54	13.7	13.0	7.7	21.4	8.8	30.2	8.7	38.9	182.2
55	14.2	13.5	8.0	22.2	9.1	31.3	8.2	39.5	199.6
56	14.5	13.8	8.3	22.8	9.8	32.5	8.1	40.6	209.7
57	14.6	13.9	8.5	23.1	10.0	33.1	7.6	40.7	219.4
58	14.8	14.0	8.6	23.4	10.0	33.4	6.9	40.4	230.8
59	15.1	14.3	8.8	23.9	10.1	34.0	5.8	39.8	243.6
60	15.0	14.7	9.0	24.0	10.4	34.4	4.9	39.3	260.3
61	15.8	15.4	9.1	24.9	10.6	35.5	4.2	39.7	271.1
62	16.8	16.5	9.6	26.4	10.6	37.0	2.6	39.6	283.9
63	17.3	16.9	10.0	27.3	10.6	37.9	1.3	39.2	301.4
平成元	17.7	17.0	9.9	27.6	10.8	38.4	0.8	39.2	322.1
2	17.9	17.1	9.5	27.4	11.3	38.8	—	—	350.7
3	16.9	16.0	9.4	26.3	11.4	37.7	0.4	38.1	373.0
4	15.5	14.7	9.3	24.8	11.8	36.6	4.2	40.8	371.2
5	15.4	14.6	9.0	24.4	12.1	36.6	6.4	43.0	371.2
6	14.4	13.6	8.7	23.0	12.4	35.4	7.9	43.3	376.2
7	14.6	13.8	8.9	23.5	13.3	36.8	9.0	45.9	376.5
8	14.2	13.4	9.0	23.2	13.2	36.5	8.4	44.9	388.9
9	14.2	13.7	9.2	23.4	13.5	36.9	7.4	44.4	392.4
10	13.5	13.0	9.4	22.9	14.0	36.9	(*)16.9 10.0	(*)53.8 46.9	380.5
11	13.1	12.6	9.4	22.5	14.1	36.6	11.7	48.3	374.6
12	13.9	13.3	9.3	23.2	14.0	37.2	9.5	46.7	380.4
13	13.5	13.0	9.6	23.1	14.7	37.8	8.9	46.7	370.0
14	12.6	12.1	9.1	21.7	15.0	36.7	10.5	47.2	366.9
15	12.0	11.4	8.9	20.9	15.2	36.1	11.0	47.1	366.1

(注) 1. 単位は、国民所得は兆円、その他は%である。

2. 平成13年度までは実績、14年度は実績見込み、15年度は見通しである。

3. 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、平成元年度以前は68SNAに基づく計数である。
ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

4. (*)の計数は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を含む場合。